

細胞診の分類，取扱い規約， 報告様式，活用できていますか？

foreword

細胞診検査においては，WHO 分類や各種癌取扱い規約，さらに臓器別に策定された細胞診報告様式に基づき，的確な分類・報告を行うことが求められます。一方で，「分類や規約の位置づけが整理できていない」「日常業務で十分に活用できていない」と感じることはないでしょうか。

本特集では，まず総論として，病理組織分類や悪性腫瘍取扱い規約，細胞診報告様式の意義をあらためて整理いただきます。続く 2 章で，婦人科，呼吸器，泌尿器，乳腺，唾液腺の各領域において，それらを実際にどのように活用するのかを具体的にご解説いただきます。領域横断的な視点から，明日からの細胞診業務に直結する実践的な知識をお届けします。

(編集部)

-
1. 病理組織分類と悪性腫瘍取扱い規約，細胞診報告様式の意義
—細胞検査士が担う専門性とこれからの役割
 2. 実際に分類，取扱い規約，報告様式をどう活用するのか
 - 1) 婦人科
 - 2) 呼吸器
 - 3) 泌尿器
 - 4) 乳腺
 - 5) 唾液腺
-